

厚生常任委員会

令和2年12月8日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎濱 真理子
中川 靖広
坂口 議長

○横田 敏文
小城 世督

溝部真紀子
伴 吉晴

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	西川美奈子
長寿福祉課長	中原 潤	同 課 長 補 佐	細川 友希
健康対策課長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国保医療課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	市川 千晶
環境対策課長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	阿部 三紀
住 民 課 長	関口 修		

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 伴委員、横田委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、伴委員、横田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第47号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療
課長

それでは、議案第47号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

国保医療
課長

それでは、条例の改正内容につきましてご説明申しあげます。

議案書の末尾の条例（要旨）をもって説明させていただきます。条例の本文、新旧対照表の朗読につきましては省略をさせていただきますので、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成30年度の地方税制の改正において、給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げ

られるとともに、基礎控除が10万円引き上げられたことにより、国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年1月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものでございます。

1. 主な改正内容であります。(1) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額に係る基準の見直し、第21条の改正規定でございます。基礎控除相当分であります基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得を有する者及び公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯については、減額判定の基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるものでございます。国保税の所得割の算定上では、給与所得控除と公的年金等控除の10万円引き下げと基礎控除の10万円引き上げが相殺されることとなりますが、給与所得者・年金所得者が複数いる場合、基礎控除のこの見直しによりまして軽減に該当しにくくなるケースが生じることから、この影響や不利益が生じないようにするために、この算定方法を見直すというものでございます。

2. 施行期日等でございます。(1) 施行期日は、令和3年1月1日から施行することとし、(2) 適用区分は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、本条例の改正内容についてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 この内容、ようわかりますねんけど、ひとつ教えてほしいんですけど、平成30年の税制改正でこんな形になると、確かにこのままで進めていったら、不備っていうか、両方、1減ってこの改正しとかへんだらマイナスになる方が出るというのもようわかりますねんけど、こんな場合でいったら、基礎自治体と言いますか、私らの町とかそういうところで、改正を12月の、こういうタイミングでしていかなあかんと、平成30年で改正された法律が

実際に施行されるぎりぎりのところで、こっちのほうで改正している、こんなような形に今までからなってきたものなんですか。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長 このもともとの基礎控除の引き上げというのが、来年の申告分から対象になるということになっておるんですけども、この国民健康保険税条例の改正につきましては、国のほうから国民健康保険の施行令が改正がなされます。それがちょうど今年の9月に国のほうから改正されるという通知がきまして、それに基づいて各市町村がこの事務手続きを進めるということとなっておりますので、従前そういった国の政令の改正であるとか、通知が来てから事務を行うということで、今回も同じようにしているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第47号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第48号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第48号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読します。

(議案書朗読)

福祉子ども課長 本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、議案書末尾の条例（要旨）をご覧くださいませでしょうか。

今回の条例改正は、国における特定教育・保育施設等の利用者負担額及び公定価格の改定に伴い、保育所等保育料を全階層区分において国基準の保育料の80パーセントの額とすることを目的に改正を行うものであります。

改正内容であります。階層区分第8階層において、3歳未満児の保育料を子ども・子育て支援法施行令第4条に定める額の80%とするものです。

最後に、施行期日であります。令和3年4月1日から施行いたします。また、改正後の規定は、令和3年4月1日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例によることといたします。

以上、議案第48号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この改正前と改正後でどれぐらいの影響額が出んねやろ。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 現在入所されている児童の方で、この第8階層の区分に該当する方はいらっしゃいますので、影響額のほうはございません。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 今、3名在園しているということで答弁させていただいて、来年度につき
部長 ましては、3歳児以上になりますので、無償化の対象となりますので、現在
入園されている方についての影響が出てくるというのは、現時点ではおられ
ないということになります。

委員長 ほかにございませんか。 中川委員。

中川委員 今いはる人で、来年施行やけど、いてはる人が改正になったときに、例え
ばどれぐらいの額が出んねやろ。新年度は対象になる人はおられないという
ことやけど。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ど 1人あたり10,800円の増額になります。
も課長

中川委員 国が改正されたから、町もその80に合わせてるからすんねんというこ
とやけど、この今の時期、コロナでいろんな手当を町も努力してしている中
で、1人1万円ぐらいのもんをこの時期にしやなあかんのかなという、ちょ
っと疑問もあんねけど。その点については町長どうですやろ。

委員長 中西町長。

町 長 今、担当のほうからも説明させていただきましたように、国のほうの基準
に合わせてというような形でやっておりますので、そしてまたこの80%と
いうのは町独自でやっている制度でございますので、今現在の保育の状況を
考えていく中では、この方法が一番適正ではないかなと考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第48号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第51号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、議案第51号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正予算は、人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費所要額の補正と新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免などに関するもので、歳入歳出それぞれ725万円を増額し、歳入歳出それぞれ31億7,296万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明をいたします。

補正予算書の7ページをお開きください。

歳入でございます。第1款 国民健康保険税、第1項 国民健康保険税、第1目 一般被保険者国民健康保険税であります。まず、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどに伴う国民健康保険税の減免であります。本年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が定められている保険税が対象となっております。令和2年度分の減免といたしまして、医療給付費分現年課税分882万6千円、後期高齢者支援金分現

年課税分 2 8 2 万 7 千円、介護納付金分現年課税分 1 6 2 万 2 千円、合計 1, 3 2 7 万 5 千円の減額をお願いするものであります。

次に、第 3 款 国庫支出金、第 1 項 国庫補助金、第 2 目 国民健康保険災害等臨時特例補助金であります。当該減免の財政支援についてでございますが、令和 2 年度分は、減免に要する費用の 6 割が国民健康保険災害等臨時特例補助金として、残りの 4 割については、特別調整交付金により措置されることとなっております。また過年度であります令和元年度分につきましては、その全額が特別調整交付金により措置されることとなっております。この費目におきましては、国民健康保険災害等臨時特例補助金として、7 9 6 万 5 千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第 4 款 県支出金、第 1 項 保険給付費等交付金、第 1 目 保険給付費等交付金であります。先程、ご説明いたしました特別調整交付金として、6 9 5 万 7 千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に 8 ページでございます。第 6 款 繰入金、第 1 項 他会計繰入金、第 1 目 一般会計繰入金であります。人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費所要額で 9 6 万円、県に納付いたします令和 2 年度財政安定化支援事業費納付金の確定に伴い、その繰入金として 4 6 4 万 3 千円、合計 5 6 0 万 3 千円の増額補正をお願いするものでございます。

続いて、9 ページの歳出でございます。まず、第 1 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費であります。歳入で申しあげました人件費所要額で 9 4 万 6 千円の増額補正をお願いするものでございます。第 2 項 徴税費、第 1 目 賦課徴収費で、人件費所要額、1 万 4 千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして 1 0 ページでございます。第 3 款 国民健康保険事業費納付金、第 1 項 医療給付費分、第 1 目 一般被保険者医療給付費分で、歳入でご説明いたしました令和 2 年度財政安定化支援事業費納付金の確定に伴い、8 2 2 万円の増額補正をお願いするものでございます。

第 9 款 諸支出金、第 1 項 償還金及び還付加算金、第 1 目 一般被保険者保険税還付金であります。過年度分であります令和元年度分の減免につきましては償還金として支出することから、1 0 5 万 6 千円の増額補正をお願いするものでございます。

最後に、第10款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、298万6千円の充当をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りください。予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第51号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてのご説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第51号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第52号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 それでは、議案第52号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

長寿福祉
課長

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号保険料の減免に伴う費用、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための費用、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正に伴う費用等の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ708万円を追加し、歳入歳出それぞれ26億5,354万4千円とするものであります。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。第1款 保険料、第1項 介護保険料で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による現年度分の介護保険の第一号保険料の減免に伴い、191万5千円の減額補正をお願いしています。第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、保険料で申しあげました介護保険の第一号保険料の減免の財源及び諸支出金で支出する過年度分の減免額と合わせ、第1目 調整交付金と、第8目 介護保険災害等臨時特例補助金で、合計222万2千円の増額補正をお願いするものであります。また、第6目 介護保険保険者努力支援交付金で、令和2年度の介護保険保険者努力支援交付金を受け入れるため、281万6千円の増額補正を、第7目 介護保険事業費補助金で、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修のための補助金を受け入れるため、170万円の増額補正をお願いしています。8ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第5款 県支出金、第2項 県補助金で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、居宅介護支援事業所である地域包括支援センターに対し慰労金の給付が行われることから、45万円の増額補正をお願いしています。次に、第8款 繰入金、第1項 一般会計繰入金では、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費として、354万3千円の減額補正を、また、国庫補助金で申しあげました介護保険システム改修のため、事務費繰入金で535万円の増額補正をお願いしております。

9ページにお移りいただけますでしょうか。続いて、歳出予算でございます。第1款 総務費、第1項 総務管理費で、歳入で申しあげました人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費で355万3千円の減額補正を、介護報酬

改定等に伴うシステム改修に伴う費用で、660万の増額補正をお願いしております。また、第3項 介護認定審査会費で、総務管理費で申しあげましたシステム改修に伴い、45万円の増額補正をお願いしております。

10ページにお移りいただけますでしょうか。次に、第4款 地域支援事業費においては、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費について、それぞれの費目において計上していますほか、歳入で申しあげました居宅介護支援事業所である地域包括支援センターに対し慰労金が給付されることから、第3項 包括的支援事業・任意事業費、第1目 包括的支援事業で45万円の増額補正をお願いしております。11ページにお移りいただき、次に、第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で、歳入で申しあげました過年度分の介護保険の第一号保険料の減免に伴い保険料の還付が必要となることから30万7千円の増額補正をお願いしております。次に、第6款 予備費、第1項 予備費で、歳入で申しあげました介護保険保険者努力支援交付金の受け入れに伴い281万6千円の増額補正をお願いするものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

(予算総則朗読)

長寿福祉課長 以上、議案第52号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
横田委員。

横田委員 ちょっとお尋ねしますが、介護従事者の慰労金というのは、1人あたりどれぐらいお支払いされているのでしょうか。

委員長 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 介護従事者等慰労金の1人当たりの金額でございますけれども、1人あたり5万円の支給というふうになっております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第52号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第53号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療課長 それでは、議案第53号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長 今回の補正予算は、平成30年度の税制改正に伴う後期高齢者医療システムの改修に関するものとなっております、歳入歳出それぞれ36万3千円を増額し、歳入歳出それぞれ、4億8,998万6千円とするものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明をいたします。

補正予算書の5ページをお開きください。まず歳入でございます。

第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。平成30年度税制改正による基礎控除額の引き上げに伴い、後期高齢者医療システムの改修業務に係る事務費繰入金として、29万1千円の増額補正をお願いするものであります。次に、第7款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金であります。当該システム改修に対し、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が交付されることから、7万2千円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、6ページをお開きください。歳出でございます。

第1款 総務費、第2項 徴収費、第1目 徴収費であります。歳入で申しあげましたシステム改修業務に係る委託料で、36万3千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは1ページにお戻りください。予算総則を朗読をいたします。

(予算総則朗読)

国保医療課長 以上、議案第53号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての説明といたします。

よろしくご審議いただきまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第53号については、当委員会として、

満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。

東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告のほうをさせていただきます。

奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてであります。奈良県のほうでも、当町の自区内処理に対する取り組みについてご心配をいただいておりますことから、先月の20日、奈良県庁のほうを訪問し、ご相談をさせていただいたところでございます。県のほうからは、奈良市のほうも勉強会という形でしばらくの間継続していきたいという話もされているので、斑鳩町としても多くの選択肢を持たれたほうが良いものと考えており、勉強会という形式であれば、自区内処理に向けた選択肢の1つとして、継続して参加されてはどうかといった提案がございました。

町といたしましても、あらゆる可能性の中から、最善の方策を検討すべきものであるとの考えから、先月24日、再度、奈良市を訪れ、当町としては、あらゆる可能性の1つとして勉強会のほうに参加し、並行して他の可能性も探っていくということが理解されるのであれば、引き続いて勉強会に参加することは可能である旨、また、勉強会に継続して参加することが、広域化の枠組みへの最終決定ではない旨を伝えさせていただいたところ、奈良市のほうにも理解をいただいたところであります。

このことから、今後は、奈良市、大和郡山市、そして当町の2市1町において、奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する勉強会を進めていくこととなったところであります。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは、議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算(第12号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開きいただけますでしょうか。はじめに、第14款 使用料及び手数料、第2項 手数料では、第2目 衛生手数料の第2節 ごみ処理手数料で、ごみ等の排出量が当初見積りを上回ることから、151万4千円の増額をお願いするものであります。次に、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、障害者の介護給付・訓練等給付費及び補装具交付費や障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて5,117万5千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第2節 戸籍住民基本台帳費補助金で、住民基本台帳法の改正に伴い、国外転出者を対象に、手続きのオンライン化のためのマイナンバーカード等の利用が可能となり、これに必要な戸籍附票ネットワークとのシステム連携等の改修費用が補助対象となることから、259万5千円の増額をお願いするものであります。第2目 民生費国庫補助金では、第1節 児童福祉費補助金で、子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する総合的かつ継続的な支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和3年度に設置するにあたり、その開設準備費用の一部が補助対象となることから、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金38万2千円の増額と、第2節 障害福祉費補助金で、障害者自立支援給付に係る報酬改定等が令和3年度に予定され、これに必要な審査支払等のシステム改修費用が補助対象となることから、地域生活支援事業費補助金66万円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第16款 県支出金、第1

項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、2,558万7千円の増額を願います。以上が、歳入に関わる内容であります。

13ページにお移りいただけますでしょうか。続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本年の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正を、それぞれの費目において計上しております。人件費以外の、主な歳出の内容について、ご説明いたします。

第3項 戸籍住民基本台帳費では、第1目 戸籍住民基本台帳費で、歳入で申しあげたとおり、戸籍附票ネットワークとのシステム連携等に要する費用として、第12節 委託料で、戸籍附票ネットワーク連携業務委託料259万5千円の増額、戸籍附票中継サーバー構築業務委託料38万5千円の増額を願います。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、第27節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正と、国保財政安定化支援事業分納付金の確定に伴う繰出として、あわせて560万3千円の増額を願います。第2目 国民年金事務取扱費では、第12節 委託料で、税制改正に伴う国民年金法施行令等の改正に対応するためのシステム改修業務委託料85万8千円の増額を願います。第7目 障害福祉費では、歳入で申しあげましたとおり、第12節 委託料で、障害者自立支援給付に係る審査支払等のシステム改修業務委託料132万円の増額、第19節 扶助費で、障害者の補装具交付費及び介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費が、当初見積りを上回ることから、あわせて1億235万円の増額を願います。15ページにかけての第9目 介護保険事業繰出費では、第27節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の補正と、令和2年度の介護報酬改定等に対応するシステム改修に伴う繰出として、あわせて180万7千円の増額を願います。15ページの第11目 後期高齢者医療費では、第18節 負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療における令和元年度の給付費負担金の精算に伴い、2,068万5千円の増額、第27節 繰出金で、後期高齢者医療特別会計における保険料決定のための所得・課税情報に、税制改正

に伴う項目追加等の変更があり、これに必要なシステム改修に伴う繰出として、29万1千円の増額をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげた「子ども家庭総合支援拠点」の開設準備費用として、第10節 需用費で、事務用品等の消耗品費35万9千円の増額、第14節 工事請負費で、各種システム及び電話の回線整備の工事費として、76万4千円の増額、第17節 備品購入費で、事務机や椅子等の庁用備品の購入費として、117万7千円の増額をそれぞれお願いするものであります。

次に、16ページをお開きいただきまして、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、第18節 負担金補助及び交付金で、インフルエンザ流行期に備えてPCR検査実施体制を整えるための費用を生駒郡4町で負担することから、137万7千円の増額をお願いするものであります。17ページにかけての第2目 感染症予防費では、感染症の予防接種の接種者が当初見積りを上回ることから、第11節 役務費で、案内通知等の通信運搬費1万7千円の増額、17ページの第12節 委託料で、高齢者インフルエンザ、日本脳炎、子宮頸がんの予防接種委託料として、あわせて495万2千円の増額、第18節 負担金補助及び交付金で、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成金62万円の増額をお願いするものです。

次に、第2項 清掃費では、18ページにかけての第2目 塵芥処理費で、最終処分場搬入ごみ受付業務において、当初の人材派遣の予定から、会計年度任用職員による対応へ変更したことにより、職員雇用にかかる費用として、第1節 報酬で、151万2千円、第3節 職員手当等で、18ページをお開きいただきまして、上から4つ目の臨時職期末手当23万3千円、第4節 共済費で、社会保険料等27万5千円、第8節 旅費で、通勤に係る費用弁償1万8千円のそれぞれ増額、第12節 委託料で、一番下の最終処分場搬入ごみ受付業務委託料255万3千円の減額、また、歳入で申しあげたとおり、ごみ等の排出量が当初見積りを上回ることから、同じく、第12節 委託料で、ごみ処理業務等委託料910万円、その他プラスチック類処理業務委託料340万円、剪定枝葉・刈草リサイクル業務委託料160万円のそれぞれ増額、第18節 負担金補助及び交付金で、伊賀市環境保全負担金20万円の増額、さらに、生ごみ処理機等の購入奨励金の申請数が当初見

積りを上回ることから、同じく第18節 負担金補助及び交付金で、家庭生ごみ減量化の促進に関する奨励金、17万6千円の増額をお願いするものがあります。

以上、議案第50号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第12号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
横田委員。

横田委員 14ページのですね、障害福祉費で、扶助の中で、障害者介護給付・訓練等給付費増と、障害児福祉サービス給付費増という形で金額あがってますけど、それぞれ当初予算っておいくらでしたか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 まず、障害者介護給付・訓練等給付費につきましては、4億7,680万円でございます。障害児福祉サービス給付費につきましては、ちょうど1億円でございます。

横田委員 この増額の要因ってどういうことなんですかね。具体的に。

福祉子ども課長 まず、障害者介護給付・訓練等給付費につきましては、増えておりますサービスが居宅介護、おうちのほうで介護を受けられるものでございます、あと共同生活援助、グループホームを利用される方が増えているということ、あと就労系のサービス、就労継続、B型事業所を利用される方が特に増えております。それが増えている原因です。障害児の福祉サービスにつきましては、全体的にお子さんの利用者数が増えておまして、児童発達支援、あと放課後等デイサービスといった利用が増えている状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員 18ページの下から6つ目ぐらいの18節、負担金ですね、伊賀市の環境保全負担金増、20万円と。これ心配しますのは、ごみが増えたということで、上の委託料もあがっていると、このへん伊賀市さんとの関係で、ごみが増えていく、向こうからしたら搬入するごみが増えていくと、斑鳩町のごみ、このあたりの、向こうから、ちょっと、というようなことはあり得ないわけですか。増えていっても負担金さえ払っておけば一応は、よそ探してれば受け入れてくれはると、こんな感じでよろしいでしょうか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 伊賀市との関係ですけれども、当初、年間計画、推定量、ごみの量ということで協議をさせていただきまして、1割程度増えるぐらいでは協議必要なしに持ち込みができるんですけども、それ以上増える場合は事前に協議をさせていただいて、ご理解いただきて搬入させていただくと。今回につきましてはコロナ禍の影響によりごみが増大しているということも考えており、そのあたりも伊賀市のほうにもご理解をいただいているところでございます。

伴委員 今回は協議なしでいけていると、今回はいけると、こう考えさせてもらってよろしいですか。

環境対策課長 はい、現在、予測しております推定量の状況では、事前協議なしで搬入ができています状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町組織機構改革について、理事者の報告を求めます。
面巻総務部長。

総務部長 それでは、各課報告事項の2つ目、斑鳩町組織機構改革について、ご説明

申しあげます。

このたびの組織機構改革のうち、本委員会の所管に係る機構改革の内容につきましては、去る11月13日に開催された議員懇談会で、ご説明申しあげた内容と変更はございませんが、改めてご説明させていただきます。

本組織機構改革は、令和3年度を計画の初年度とする「第5次斑鳩町総合計画」に掲げる諸施策を着実に実施する組織体制を確保するとともに、より効率的で機能的な組織運営を行いつつ、住民サービスの向上を図ることを目的として、本町の行政組織機構を再編するものでございます。

1点目は、福祉子ども課と長寿福祉課を統合し、福祉課を設置いたします。この福祉課は、福祉子ども課の社会福祉係と長寿福祉課の事務を所掌いたします。2点目は、子育て支援課を新設いたします。子育て支援のより一層の推進と、児童虐待防止対策の体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点を生き生きプラザ斑鳩内に設置し、この子育て支援課は、福祉子ども課の子育て政策係及び保育係の事務を所掌いたします。なお、同課には、子育て政策係と子ども家庭支援係の2係を置きます。3点目は、環境対策課の所掌事務を見直します。自転車等駐車場の管理運営及び放置自転車等の対策に係る事務を、総務部に新設する安全安心課に、自動車の臨時運行に係る事務を、税務課に移します。4点目は、住民課の所掌事務を見直します。消費者行政に係る事務を、総務部に新設する安全安心課に移します。

施行期日は、令和3年4月1日から施行いたします。

なお、本定例会に上程させていただいている、斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を、ご可決いただきましたならば、すみやかに、斑鳩町行政組織規則などの関係規則等につきまして改正してまいりたいと考えております。

以上、各課報告事項の2つ目、斑鳩町組織機構改革についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 子育て支援課の新設されるやつ、生き生きプラザ内で課を新設というよう

は説明をお聞きしましたが、これは、生き生きプラザの建物ですね、一切い
らわずに、イメージとしたら、社協さんの入っているあのあたりかなという
イメージ持ってますが、具体的にはどんなイメージ持ってはりまんねやろ。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 現在の社会福祉協議会と、地域包括支援センターの間のスペースに新たに
子育て支援課のほうを設置いたしまして、子ども家庭総合支援拠点をそこに
置くという形で考えております。

伴委員 それで、一切机を増やしたり、そういうことで建物とかいらずに、仕切
りするとか、そういうイメージなんか、もうちょっと具体的にお願ひできま
すか。

福祉子ども課長 机のほうは若干、今ある配置を両方ともよけていただきまして、新たに机
は購入させていただいて、特に仕切り等の設置については考えておらず、3
つの課があそこにあるようなイメージで考えていただければと思います。

伴委員 わかりやすく、そして住民が使いやすいをお願いいたします、ちょっとそ
の辺で組織が違うような形の中で一緒のイメージになりますんで、うまくい
けば、逆にいうたらうまく機能してくれると思いますねけど、ひとつその辺
よろしくお願ひします。

委員長 ほかにございせんか。

(な し)

委員長 それでは休憩をさせていただきます。再開は10時10分です。

(午前 9時55分 休憩)

(午前10時10分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、（３）生駒郡地域外来検査センターの開設について、理事者の報告を求めます。北健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、健康対策課から生駒郡地域外来検査センターの開設につきまして、資料１に基づきまして、ご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している中、季節性インフルエンザとの同時流行など、今後さらに感染への警戒が必要となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を未然に防止することを目的に、生駒郡４町で運営する地域外来検査センターを開設することとなりましたので、その内容につきましてご報告させていただきます。

この検査センターの対象につきましては、生駒郡医療機関内に新型コロナウイルス感染症の疑いとして検査予約された人や、保健所の受診調整でPCR検査が必要と判断された軽症や無症状者で、自家用車での来場が可能な人となります。医療機関からの検査予約となりますので、個人が直接、検査予約を行うことはできないこととなっております。

次に、実施期間ですが、令和３年１月６日から３月３１日までとなります。

検査の実施日は、月曜日と水曜日の週２回で、１４時から１６時までの２時間となります。手法につきましては、ドライブスルー方式によるPCR検査で、季節性インフルエンザの流行状況により、インフルエンザ検査も併せて実施いたします。検査結果は、検査センターから医療機関へ報告があり、報告を受けた医療機関から、被検者へ報告をしていただくこととなります。

実施場所についてですが、資料の裏面をご覧ください。この検査センターにつきましては、医療機関の種別で帰国者・接触者外来のうち、発熱外来クリニックに位置付けられており、感染拡大防止や安全確保の観点から非公表とさせていただきます。

次に、検査費用につきましては、PCR検査料は無料となりますが、保険診療に伴う医療費の自己負担は発生いたします。１日の検査件数は、最大２４件を予定しております。

最後に、地域外来検査センターの開設に伴い、令和２年１２月１８日に、生駒郡４町と生駒地区医師会長との協定締結式を予定しております。また、

同時に報道発表も行う予定をしております。

以上で、生駒郡地域外来検査センターの開設についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
伴委員。

伴委員 (1) 対象、自家用車での来場が可能な方、と書いてますねけど、これは自転車やとかバイクはダメで、四輪で、車で、そしてなおかつ誰かに乗せてもらってもええのか、自分が運転して一人で行かなあかんのか、そのあたりどないなってますねやろ。

委員長 北健康対策課長。

健康対策 この検査センターにつきましては、ドライブスルー方式によりますので、
課長 車に乗ったまま検体が採取できるということで、受検者との接触を抑えられるということから感染リスクを下げるということになりますので、まずはお車での利用が原則となってまいります。あと、ご自分で運転して検査を受けに来ていただく場合でも、家族の方が必ずしもついていたかなくても、ご自分で運転される方で来れる場合は運転してきていただいて大丈夫です。

委員長 他にございませんか。 溝部委員。

溝部委員 手法で、ドライブスルー方式によるPCR検査、流行状況によりインフルエンザ検査も併せて実施、とあるんですけれども、これは流行状況によりインフルエンザ検査も併せて実施というのは、必ずしもインフルエンザ検査を、必ず一緒にPCR検査と、必ずセットでやるということではないと、その時にそちらの検査機関が判断してされるということですか。

委員長 北健康対策課長。

健康対策課長 こちらのほうは、インフルエンザの流行状況によりましてインフルエンザと新型コロナウイルスの検査を順番にやるのかとか、同時に実施するのかというのは医師の判断によって実施されますので、そこは先生方にお任せしております。

溝部委員 もし、インフルエンザの検査とかもされた場合の検査料、費用ってというのは無料になるんですか。

健康対策課長 あくまでも、この検査のほうで新型コロナの検査のほうが無料になってまいりますので、インフルエンザのほうの検査料と、このPCRの関係の医療分につきましては自己負担ということになります。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 対象が生駒郡4町ということで、生駒郡の医療機関内で病院に行かれて疑いがあるっていう場合は、ここに行けるといことなんですが、例えば三郷町とか斑鳩町の人やったら、王寺とかで受けると思うんですけど、その場合はここには来れないという認識でよろしいですか。

委員長 北健康対策課長。

健康対策課長 この場合、生駒郡の医療機関に広域7町の方が受診された場合であれば、先生からの依頼でこちらの検査センターで受けていただくことはできます。

委員長 他、いかがですか。 中川委員。

中川委員 裏面に一般に公表しないってあるんですが、担当する委員会も一般にあなたのかな。これは誰が答弁してくれんのか分からん、任せときます。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 一般に公表しないということで、今回考えさせていただく中でこの委員会
部長 の中で説明させていただいたならば、また議事録のほうに載ってまいります
ので、そういったことで一般的に公開、結果としてなっていくということで、
ちょっと事前のお話の中で調整させていただいたということでご理解お願
いしたいと思います。

中川委員 議事録は誰でも見れんもんな。ただ、閲覧や言うたらそこだけ、よくテレ
ビ見てたら真っ黒になつた資料出てくるようにしたらええのかなと思っ
てんけど、やっぱり議事録は誰でも見れるから、一般に見られんのか。はい。

委員長 次に、（４）国民健康保険税の適正な税率等について、理事者の報告を求
めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、国民健康保険税の適正な税率等について、ご報告をいたします。
課長 今年度、奈良県におきましては令和３年度の「奈良県国民健康保険運営方
針の見直し」を進めており、このたび、各市町村の令和３年度の国民健康保
険事業費納付金の仮算定額が示されました。

このことから、本町におきましては、１２月２４日に国民健康保険運営協
議会を開催し、次年度以降の国民健康保険税のあり方について協議をいた
だくこととしております。協議内容といたしましては、現在の町の保険税率と、
提示された令和３年度の納付金仮算定額との収支バランス、また、県が示す
令和６年度の目標保険料率を見るなかで、税率を見直す時期、また、見直し
幅をどの程度にするのかなど、本町の国保税率の在り方について、協議をい
ただきたいと考えております。

なお、来年１月下旬に本算定額が提示される予定でありますので、その提
示を受けた後に、あらためて運営協議会を開催することとしております。そ
の審議内容につきましては、当常任委員会におきましてもご報告をさせてい
ただきたいと考えております。

以上、国民健康保険税の適正な税率等についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5) スマートフォンアプリを利用した町税収納サービスの導入について、理事者の報告を求めます。 安藤国保医療課長。

国保医療 それでは、(5) スマートフォンアプリを利用した町税収納サービスの導入について、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。

はじめに、1. 目的についてであります。納税者の利便性の向上及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、スマートフォンの専用アプリで町税の収納処理を行う「スマホ収納」を導入するものであります。

次に、2. 利用方法については、スマホ収納アプリをダウンロードし、納付書に印刷されているバーコードをスマートフォンアプリのコードリーダーで読み取ることで、アプリに登録した預貯金口座や事前にチャージした電子マネーで納付するものでございます。

次に、3. 効果についてであります。納税者が場所を選ばずどこでも支払いを行うことができるため、コンビニや銀行窓口等に出向くことが不要となり、利便性の向上を図ることができるとともに、人との接触を行わずに納付が可能となることから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図ることができるものでございます。

次に、4. 利用できるスマホ収納サービスについては、記載しております3つのサービス提供会社となっております。

次に、5. 利用開始日及び利用できる税目等についてでございます。利用開始日については、令和3年4月1日を予定しております。次に、利用できる税目については、スマホ収納はコンビニ収納サービスの提携コンビニの一つとして追加されるサービスであるため、コンビニ収納を行っております個人住民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税の種別割、そして国民健康保険税の4つとなります。なお、支払限度額は30万円となっております。

次に、6. 費用負担についてであります。この運用は既存のコンビニ収納の仕組みを利用しますので、導入にかかる初期費用と月額基本料は不要と

なっております。また、利用実績に応じて町が支払う収納事務手数料につきましては、コンビニ収納と同額の1件あたり税込67.1円でございます。

なお、スマホ収納により払い込まれた税額については、スマホ収納サービス提供会社から地銀ネットワークサービスを通じて、コンビニ収納に一本化されて、本町が収納を受けるということとなっております。また、周知方法につきましては、町広報紙及びホームページに記載するとともに、納税者に送付する納付書等への記載を予定しております。なお、4月からの利用開始に向けまして、前もって導入に向けた手続きを進めさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上、スマートフォンアプリを利用した町税収納サービスの導入についてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
小城委員。

小城委員 利用できるスマホ収納サービスなんですが、今現在3件で、これは今後また増えていくとか、まわりの動向とか見てっていうのはお考えですか。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長 現在、コンビニ収納の仕組みで利用できる提供会社が3社しかない状況でございます。ですので、今後、新たにそういうサービス提供事業者が出てきましたら、それはその都度また検討していくということになるかと思えます。以上でございます。

委員長 他にございませんか。 伴委員。

伴委員 ちょうど今日、朝テレビでPay Payの話題がちょっと出てて、ちょうどタイミングがこんなタイミングになってますねけど、海外からそれが閲覧されてしてもデータが見られてしてもたような話してはったように思ってますけど、やっぱりそういうような危険性っていうのも、便利の部分だけや

のうてあるように、そういうようなことに対してどういようなお考えかお聞きしたいです。

委員長 安藤国保医療課長。

国保医療課長 各アプリの収納サービス提供会社におきましては、個人情報の漏洩防止であるとか、不正利用防止の一定の措置は講じられてはいるところではございます。しかしながら、不正利用防止という観点につきましては、例えばIDやパスワードの使いまわしをしないであるとか、スマートフォン専用のセキュリティアプリを導入するなど、利用者においても安全対策を講じていただく必要が出てこようかと思えます。最終的に被害があった時には、被害の態様にもよろうかと思うんですけれども、安全対策を講じていたかどうか、また個別の事案によって協議をしていく、サービス提供会社と協議をしていくということになろうかというふうに考えております、以上でございます。

委員長 よろしいですか。
他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 中川委員。

中川委員 先ほど、各課報告事項(3)生駒郡地域外来検査センターの開設について、終わったんねけど、一点だけ確認させていただきたいと思うねけど、いいですか。

委員長 はいどうぞ。

中川委員 開設は生駒郡4町になっとんねけど、さっき、課長、西和7町の人やった

ら受けられるって言わはった。それは、なんで生駒郡4町で開設してんねやろ、なんで7町で開設しなかってんやろ。

委員長 北健康対策課長。

健康対策
課長 こちらの検査センターのほうが生駒郡4町での開設になってるんですけども、現在、北葛城地区医師会によります、北葛城地区医師会で検査をされている奈良友絃会病院と香芝生喜病院さんのほうにおきましても、北葛城地区、郡内の医師会で生駒郡の方が受けられても受けていただいているという状況でもありますので、こちらのほうの生駒郡の4町の実施におきましても郡内の医療機関を受診された方については受けるというふうなお話をさせていただきますいております。

中川委員 せやから、そもそも、なんで広域7町で開設しやらへんかってんやろ。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活
部長 すみません、広域7か町の関係については、先の9月の一般質問でもお答えさせていただきまして、広域7町の関係が生駒郡ですと生駒地区医師会、それと北葛3町につきましては北葛城地区医師会となっております、それぞれの地区医師会で協議が整いましたら7町で、ということとさせていただいて、実際7町集まって協議もさせていただいたんですけども、どうしてもやっぱりそちらの関係の調整がつきませんでしたことから、個別に今回させていただくということになっております。

委員長 暫時休憩します。

(午前10時29分 休憩)

(午前10時29分 再開)

委員長 再開します。

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時30分 閉会)